

「後期高齢支援システム標準化検討会市区町村 WT・ベンダ分科会（合同開催）」

第 10 回議事概要

【日時】：令和 7 年 9 月 11 日(木)13:30～15:00

【場所】：オンライン会議(Zoom)

【出席者(敬称略)】：

(座長)

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

(構成員)

小矢島 恵子	佐野市健康医療部医療保険課長寿医療係 係長
篠崎 友哉	佐野市健康医療部医療保険課長寿医療係 主査
川嶋 裕士	江戸川区健康部医療保険年金課高齢者医療係 主査
澤村 章子	宇土市市民環境部市民保険課 課長補佐
登 大輝	鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課 後期高齢者医療係 主査

石井 貞行	株式会社 TKC 福祉情報システム第三技術部 課長
村上 朋博	株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部 公共パッケージ開発第二本部 パッケージ開発第六部 部長
末武 純	Gcom ホールディングス株式会社 第 1 製品開発部住記 1 課 課長
玉置 直人	日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部 プロジェクトマネージャー
田中 卓	富士通 Japan 株式会社 Public & Education 事業本部 社会保障サービス事業部 マネージャー

(オブザーバー)

津田 直彦	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐
矢野 滉介	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 統括官付参事官付デジタル事務官
加藤 秀和	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐
岩津 花	厚生労働省保険局高齢者医療課 企画調整専門官
山本 喜一	厚生労働省保険局高齢者医療課 高齢者医療指導調整官
島添 悟亨	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
飯野 一浩	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐

【議事次第】

1. 開会の挨拶
2. 全国意見照会結果を受けた標準仕様書 1.4 版（案）検討状況報告
3. 質疑応答
4. 今後の予定及び依頼事項について

【決定事項】

- ・ 次のとおり WT として取りまとめたので、検討会に諮ることとされたい。
- 1. 督促状兼納付書の圧着ハガキ様式は追加する方針とする。
- 2. 口座振替不能通知書兼納付書の圧着ハガキ様式は追加する方針とする。
- 3. 子ども・子育て支援金対応に係る機能の適合基準日を緩和する方針とする。
- 4. カク公納付書の領収証書における被保険者氏名欄の位置は修正しない方針とする。

【宿題事項】

1. 保険料額決定通知書（賦課-01）における期別保険料額の変更前と変更後の記載位置の規定について、過去の検討経緯等について確認し、結果を委員に展開する。（事務局）

【意見交換(概要)】

（全国意見照会結果を受けた標準仕様書 1.4 版（案）検討状況報告）

- ・ 督促状兼納付書の圧着ハガキ様式について（資料 2（p.6））
 - ・ **委員から本様式の追加に反対する意見を頂戴しなかったため、本様式を追加する方針で検討会に諮っていただきたい。（座長）**
⇒ 承知した。（事務局）
- ・ 口座振替不能通知書兼納付書の圧着ハガキ様式について（資料 2（p.8））
 - ・ **委員から本様式の追加に反対する意見を頂戴しなかったため、本様式を追加する方針で検討会に諮っていただきたい。（座長）**
⇒ 承知した。（事務局）
- ・ 適合基準日の緩和要否について（資料 2（p.11））
 - ・ 後期標準仕様書においても、子ども・子育て支援金対応に係る機能の適合基準日の緩和を求める。後期高齢支援システムが保持する機能は限定的ではあるが、保険料情報を取り込むテーブルを変更する必要があるため、影響を受ける箇所が多く、検証等の負荷が大きくなると考えている。適合基準日の緩和措置があった方が柔軟な対応が可能になると考える。（委員）
⇒ 弊社も子ども・子育て支援金対応に係る機能の適合基準日の緩和を求める。保険料のインターフェースの対応に工数が必要になると想定しているためである。また、広域連合

によっては機能の利用開始時期が異なる点と、自治体によっては本算定が6月以降となることを鑑みて、適合基準日の緩和を検討していただきたい。（委員）

⇒ 現場目線で考えると、猶予があった方が良いと考える。（委員）

⇒ 現場目線で考えると、猶予があった方が良いと考えるので、検討の余地があると思う。（委員）

⇒ 猶予を設け、柔軟に対応できるようにした方が良いと考える。（委員）

⇒ 子ども・子育て支援金は令和8年4月から徴収が始まるため、適合基準日は現行の規定でも良いと考える一方で、インターフェースの作業の関係や広域連合の賦課スケジュールがそれぞれ異なっていることを鑑みると、適合基準日の緩和は検討の余地があると思う。（委員）

⇒ **頂戴したご意見を踏まえて、厚生労働省やデジタル庁と調整のうえ、適合基準日を緩和する方針で改めて検討会にてお諮りする。（事務局）**

・ カク公納付書の領収証書における被保険者氏名欄の位置修正について（資料2（p.16））

・ 後期標準仕様書においては被保険者氏名欄を既に規定済みであり、既に外部の印刷業者と調整済みの自治体も存在している。そのため、被保険者氏名欄の位置を今後修正するのは影響が大きく、得策ではないと考える。他自治体や他事業者の意見も伺いたい。業務間で帳票レイアウトを揃えることは理想的である一方、対応時期が不適と考える。（委員）

⇒ 弊社としては対応可能であると思うが、前述の委員の懸念は同意する。（委員）

⇒ 被保険者氏名欄を変更する対象帳票において、適合基準日は変更となるのか。（委員）

⇒ 令和8年4月1日から変更はない想定である。（事務局）

⇒ 適合基準日の変更が無い場合、帳票レイアウトを既に作り込んでいる自治体も存在するため、全国意見照会で意見が出ると考える。当自治体の場合、読み取りテスト等の関係で、帳票レイアウトの決定から実使用には半年のリードタイムが必要だと事業者から伺っている。1.4版が令和8年1月に公開であることを鑑みると、対応が難しいと考える。（委員）

⇒ 本帳票レイアウトについて意見は無い。（委員）

⇒ 現状の規定でも差し支えないと考える。（委員）

⇒ 標準システムへの移行に向けたリハーサルが差し迫っており、既に令和8年度に使用する納付書の納品が完了している状態である。そのため、被保険者氏名欄の位置を修正する対応は難しい。（委員）

⇒ 令和8年1月に標準準拠システムが本稼働予定であるため、被保険者氏名欄の位置を修正する対応は難しい。（委員）

⇒ **頂戴したご意見を踏まえて、厚生労働省やデジタル庁と調整のうえ、被保険者氏名欄の位置は修正しない方針で改めて検討会にてお諮りする。（事務局）**

⇒ 帳票レイアウトが業務間で横並びになっている方が、住民や金融機関にとって分かりやすいと考える。今後、被保険者氏名欄の位置を修正する可能性について、事務局の意見を伺いたい。（座長）

⇒ 今後の位置修正対応も視野に入れて検討していく。（事務局）

- ・ 保険料額決定通知書（賦課-01）の期別保険料額について（資料 3 別紙 3（p.3））
 - ・ 保険料額決定通知書（賦課-01）における、期別保険料額の区分 7 と区分 8 について、帳票詳細要件（資料 3 別紙 3）の印字例では、区分 7（左側）に変更後、区分 8（右側）に変更前が記載されている。しかし、国保標準仕様書と介護標準仕様書の規定では、左側に変更前、右側に変更後の保険料額が記載される規定となっている。弊社に住民から苦情が入っているため、後期標準仕様書の規定の見直しを検討していただきたい。（委員）
 - ⇒ 過去の検討の経緯を確認する。なお、本規定の変更についても、対応の負荷の観点からご意見を頂戴したい。（事務局）
 - ⇒ 子ども・子育て支援金に係る帳票レイアウトは今後対応予定であるため、区分 7 と区分 8 の入れ替えは対応可能である。標準仕様書において区分の入れ替えが難しい場合は、変更前と変更後の保険料額を、区分 7 と区分 8 のどちらに記載することも許容する等の対応を検討していただきたい。（委員）
 - ⇒ 弊社では対応可能である。負荷も大きくないと考える。（委員）
 - ⇒ 弊社としては極力現在の規定を変えないでいただきたいが、対応は可能であると考え。外部委託で対応している自治体においては影響があるため、区分 7 と区分 8 のどちらに記載することも許容する等の対応を検討していただきたい。（委員）
 - ⇒ 弊社では対応可能である。区分 7 と区分 8 のどちらに記載するか選択できる等の対応を検討していただきたい。（委員）
 - ⇒ 制度間で帳票レイアウトが揃っていることが望ましいと考える。帳票レイアウトは既に作成しているが、対応は可能である。区分 7 と区分 8 のどちらに記載することも許容する等の対応を検討していただきたい。（委員）
 - ⇒ **過去の検討の経緯を確認しつつ、頂戴したご意見を踏まえて事務局で検討する。（事務局）**

（今後の予定及び依頼事項について）

- ・ （今後のスケジュールの確認・連絡事項）
 - ・ 事前に送付した標準仕様書（案）において、ご意見がある場合は 9 月 18 日（木）までに事務局へ提出いただきたい。なお、被保険者氏名欄の位置は修正しない方針となったため、当該記載以外の箇所を確認していただきたい。第 10 回検討会は、9 月 26 日（金）13:30～15:00 に開催予定である。（事務局）